

2024 年度（2025 年 3 月 31 日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 及 び 預 貯 金	90,388	保 険 契 約 準 備 金	310,304
預 貯 金	90,388	支 払 備 金	27,397
有 価 証 券	187,778	責 任 準 備 金	282,906
国 債	45,835	再 保 険 借	3,709
社 債	137,645	そ の 他 負 債	6,048
株 式	-	未 払 法 人 税 等	25
外 国 証 券	4,297	未 払 金	1,386
貸 付 金	1,805	未 払 費 用	4,605
保 険 約 款 貸 付	1,805	預 り 金	0
有 形 固 定 資 産	305	仮 受 金	30
建 物	191	価 格 変 動 準 備 金	17
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	113	負 債 の 部 合 計	320,079
無 形 固 定 資 産	11,173	（純 資 産 の 部）	
ソ フ ト ウ ェ ア	11,169	資 本 金	47,599
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	4	資 本 剰 余 金	39,599
再 保 険 貸 産	42,750	資 本 準 備 金	39,599
そ の 他 資 産	13,157	利 益 剰 余 金	△57,650
未 収 金	9,907	そ の 他 利 益 剰 余 金	△57,650
前 払 費 用	2,424	繰 越 利 益 剰 余 金	△57,650
未 収 収 益	234	株 主 資 本 合 計	29,547
預 託 金	327	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△63
仮 払 金	0	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△63
そ の 他 の 資 産	261	純 資 産 の 部 合 計	29,484
繰 延 税 金 資 産	2,209		
貸 倒 引 当 金	△4		
資 産 の 部 合 計	349,564	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	349,564

（貸借対照表の注記）

- 1 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 2 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く。）
定率法（ただし、建物については定額法）によっております。
 - ② リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によっております。
 - ③ 無形固定資産（リース資産を除く。）
定額法によっております。なお、ソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。
- 3 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」、「同基準書」、「償却

及び引当金計上規程」及び「同基準書」に基づき、次のとおり計上しております。

個別債権ごとに査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てております。

4 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当事業年度に費用処理しております。

6 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条の規定に基づき算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

① 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、直近の実績に基づき将来の収支を予測すること等により、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第 69 条第 5 項に基づき、追加して責任準備金を積み立てる必要があります。期末時点における責任準備金には、同項に従い、一部の保険契約を対象に追加して積み立てた責任準備金が含まれております。

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

7 既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱を 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という。）第 1 条第 1 項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR 告示第 1 条第 1 項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本則と同様の方法により算出しております。

8 未適用の会計基準等に関する事項は、次のとおりであります。

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（1）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

（2）適用予定日

2027 年 4 月 1 日より開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

9 金融商品等に関する事項は、次のとおりであります。

（1）金融商品の状況に関する事項

当社は、適正な収益管理とリスク管理を実施し、資産運用における事業の健全性維持という観点から、リスク管理の強化に努め、投資環境と運用の多様化に即応した効率的な運用を目指すことを基本方針としております。この方針に基づき、安全性・換金性（流動性）に留意し、運用しております。なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスク管理については、代表的な計測手法であるバリュー・アット・リスク（V a R）手法を用いて市場リスク量を計測し、管理を行っております。また、信用リスクについては、個別の投資先について定期的に信用状況を調査し、管理

を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 有価証券			
a 満期保有目的の債券	177,821	167,969	△9,852
b その他有価証券	9,956	9,956	—
② 貸付金	1,805	1,805	—
資産計	189,583	179,731	△9,852

(※) 預貯金は、満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券				
その他有価証券				
国債	9,860	—	—	9,860
外国公社債	—	96	—	96
資産計	9,860	96	—	9,956

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	34,507	—	—	34,507
社債	—	129,323	—	129,323
外国公社債	—	4,138	—	4,138
貸付金	—	—	1,805	1,805
資産計	34,507	133,461	1,805	169,774

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

ア. 有価証券

有価証券は、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、国債がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

イ. 貸付金

貸付金は、貸付を担保資産の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としてお

り、レベル3の時価に分類しております。

- 10 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権は、該当ありません。
- 11 有形固定資産の減価償却累計額は 351 百万円であります。
- 12 関係会社に対する金銭債権の総額は 10 百万円であります。
- 13 繰延税金資産の総額は、14,181 百万円、繰延税金負債の総額は、0 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、11,971 百万円であります。
繰延税金資産の発生主な原因は、保険契約準備金 1,912 百万円、繰延資産 200 百万円、譲渡損益調整勘定 174 百万円、減価償却超過額 116 百万円、繰越欠損金 11,589 百万円であります。
繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は 11,589 百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金額は 381 百万円であります。
繰延税金負債の発生主な原因は、税込処理に伴う簿価修正益否認 0 百万円であります。
繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、前年度末に比べて繰越欠損金が増加したことによるものであります。

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1 年内	1 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	4,735	6,854	11,589
評価性引当額	—	△4,735	△6,854	△11,589
繰延税金資産	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当年度の法人税等の負担率は 24.16%であり、法定実効税率 28.00%との差異の主な内訳は、評価性引当額 △3.93%であります。

当社は、第一生命ホールディングス株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。なお、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日)に従っております。

「所得税法等の一部を改正する法律」が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が 28.00%から、2026 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度に回収又は支払が見込まれる一時差異については 28.93%に変更されております。

この変更により、繰延税金資産は 48 百万円増加し、法人税等調整額は 48 百万円減少しております。

- 14 保険業法施行規則第 71 条第 1 項に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 43,688 百万円であります。
- 15 1 株当たりの純資産額は 7,104 円 93 銭であります。
- 16 平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当事業年度末残高は 45,442 百万円であります。
- 17 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2024 年度 2024 年 4 月 1 日から
2025 年 3 月 31 日まで 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収入 保険料収入 再保険料収入 資産利 有価証券 貸付 その他 支責 そ	147,302 144,167 101,758 42,408 1,035 1,035 994 39 1 2,099 1,005 - 1,093
経常費用 保険金 保年給 解 再 責任 支責 資産 支有 貸 事 税減 そ	155,619 100,052 2,074 609 14,146 41,091 2,066 40,064 14,581 - 14,581 667 0 665 1 0 36,259 4,058 548 3,509 0
経常利益 (△は経常損失)	8,317
特別資産 固定格 変 動 準 備 金 繰 入 失 損 額	15 13 2
税引前当期純利益 (△は税引前当期純損失)	8,332
法人税及び住民税	△1,232
法人税等調整額	△780
法人税等合計	△2,013
当期純利益 (△は当期純損失)	6,319

(損益計算書の注記)

1 保険料等収入及び保険金等支払金の計上基準は、次のとおりであります。

(1) 保険料

保険料は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号に基づき、責任準備金に繰り入れております。

(2) 再保険収入

再保険収入は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の支払時点において再保険収入に計上しております。

また修正共同保険式再保険のうち一部の現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。

(3) 保険金等支払金（再保険料を除く）

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第 117 条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているが支払いが行われていない、または支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められる保険金等について、支払備金を繰り入れております。

(4) 再保険料

再保険料は、再保険協約書に基づき合意された再保険料を元受保険契約に係る保険料の収納時点において、再保険料に計上しております。

なお、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金につきましては、保険業法施行規則第 71 条第 1 項に基づき不積立てとしております。

2 関係会社との取引による収益の総額は 9 百万円、費用の総額は 57 百万円、有価証券の譲渡高は 927 百万円であります。

3 有価証券売却損の内訳は、株式 665 百万円であります。

4 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 4,625 百万円であります。

5 1 株当たりの当期純損失の金額は 1,522 円 87 銭であります。

6 再保険収入には、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額 23,136 百万円を含んでおります。

7 再保険料には、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額 13,432 百万円を含んでおります。

8 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd.	—	再保険取引先	再保険収入	22,665	再保険貸	22,155
				再保険料	16,727	再保険借	3,236

(注) 上記取引については、市場金利又は市場価格を基に取引条件を決定しております。

9 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。